

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部を改正する
訓令案に対する意見募集の結果について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）の一部改正に伴い、及び事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号。以下「訓令」という。）附則第4項の規定に基づく検討を踏まえ、訓令について、所要の改正を行ったところです（平成26年防衛省訓令第16号。添付ファイル参照）。

この訓令への第4条第2項の追加について、平成26年2月5日（水）から同年3月6日（木）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、本件に関する御意見はございませんでした。

なお、この訓令の第3条の改正内容については、人事院が平成20年に意見公募を実施し、平成21年に定めた人事院規則と実質的に同一の内容を定めるものであり、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第39条第4項第5号で定める「他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実施的に同一の命令等を定めようとするとき」に該当することから、意見公募を実施しませんでした。また、第5条の改正内容は、見出しの形式的な変更であり、改正後の第9条から第12条まで、第20条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第38条まで、第43条並びに別表第2及び第3の改正内容については、本訓令に新たに3つの条文（第6条、第7条及び第8条）を追加したことに伴う条ずれによる改正であり、さらに別表第3の改正内容は、職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴いなされる用語の整理であり、これらは、同法第39条第4項第8号で定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき」に該当することから、意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

連絡先：防衛省

大臣官房秘書課

電 話：03-3268-3111（内線：25002）